

第23期 第14回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成30年8月30日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 1 4 回定例農業委員会総会議事録

平成 3 0 年 8 月 3 0 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 1 4 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者 農業委員 1 8 名
事務局 局長
次長
係長
主査

欠席者 農業委員 1 名

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 44 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	1 件
議案第 45 号	平成 3 0 年度農用地利用集積計画(第 2 号)について	1 件
議案第 46 号	農用地利用配分計画(案)について	1 件
議案第 47 号	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について	2 件
議案第 48 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	1 件
議案第 49 号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について	3 件

第 3 報告第 36 号	農地法第 4 条の規程に基づく届出について	1 件
報告第 37 号	農地法第 5 条の規程に基づく届出について	5 件
報告第 38 号	農地法第 18 条の規程に基づく解約通知について	3 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成30年度第14回8月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

議席番号17番 ○○ ○○ 委員 より欠席の連絡がございましたので、ご報告致します。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号12番 ○○ ○○ 委員、13番 ○○ ○○ 委員の両名にお願い致します。

第 2

■議案第44号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第44号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

議案44号について、事務局説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	中山町中山	○○	○○
譲受人	喜多郡内子町	○○	○○

申請地	中山町中山 畑 外1筆
譲受人の耕作面積	0.00 m ²
申請理由	(譲渡人) 経営規模の縮小 (譲受人) 新規就農
権利の種類	売買による所有権移転
譲受人の作付作物	栗
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、トラクター、耕耘機、田植機
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます
以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲受人の〇〇さんは、中山の方の紹介で〇〇さんの園地を売買する話がまとまったと
のことです、去年は、〇〇さんに教わりながら栗園の管理から収穫までを一緒にされた
と聞いています。地域の草刈等についても〇〇さんからいろいろと指示をうけていると
聞いています。〇〇さんは娘さん夫婦と行っていくと聞いています。中山の方でやって
いただけたらと思います。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い
致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは〇〇さんに来ていただきましたので、今後の営農計画についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

〇〇ですよろしくをお願いします。動機は年金だけではやっていけないので、お小遣い程度でやっていけたらと思っています。

〇〇さんを紹介していただいて、娘夫婦と一緒に農業をしたいので、栗の収穫を考えております。伊予市ということなので、伊予市のJAに出荷を考えています。〇〇さんが高齢のため手放すということと、タイミングがあって今回のいきさつになりました。

〇〇委員

購入される予定の田はどうされますか

〇〇さん

現況は栗山なのでそのまま栗を作っていきます。

〇〇委員

1年間ぐらい栗をやったということですが、手ごたえはどうですか

〇〇さん

やればやるほど大変です。年金の足しになればと思っています。

〇〇委員

栗は何年ぐらいの木ですか

〇〇さん

〇〇さんから引き継いだので、10年ぐらいと聞いています。

〇〇委員

10年ぐらいということは、ちょうどいいぐらいの収穫があがるぐらいだと思います。栗は単価がいいので、反収さえ上げたら所得にもなりますので、中山栗を盛り上げてもらったらと思います。

〇〇委員

私は農協で栗の監事をしていますが、添賀は日当たりもいいし、〇〇さんの園地は栗

の管理が綺麗にされています。

議長

他にないようでしたら、新規就農者の方には退室させていただきます。

<新規就農者退室>

議長

今説明がありました、皆様からご質問はありませんか。

議長

議案44号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案44号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案44号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、2ページをお開きください。

■議案第45号 平成30年度農用地利用集積計画(第2号)について

■議案第46号 農用地利用分計画(案)について

議長

議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について」、次のとおり農業委員会の決定を求める。

つづきまして、

議案第46号「農地中間管理事業実施要領第8条の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)について」、次のとおり農業委員会の意見を求める。

この議案は関連がございますので続けて事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の申請がありました。議案第45号(農地中間管理機構が借りる。)

1番

利用権の設定を受ける者(借り手)	松山市	公益財団法人〇〇
利用権を設定する者(貸し手)	中村	〇〇 〇〇
利用権設定地	中村	畑

権利の種類	使用貸借権設定
契約期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 40 年 9 月 30 日の 10 年間
作付け予定作物 以上です。	柑橘

事務局

今回 1 件の申請がありました。(農地中間管理機構が貸す。)

1 番

権利の設定を受ける者 (借り手)	大平 ○○ ○○
権利を設定する者 (貸し手)	松山市 公益財団法人○○
権利設定地	中村 畑
権利の種類	使用貸借権設定
契約期間	平成 30 年 12 月 1 日～平成 40 年 9 月 30 日の 9 年 10 ヶ月
作付け予定作物 以上です。	柑橘

議長

議案第 4 5 号、第 4 6 号のご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第 4 5 号、第 4 6 号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第 4 5 号、第 4 6 号について承認いたします。

続きまして、4 ページを開いてください。

■議案第 4 7 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第 4 7 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号 1 につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

申請人	双海町上灘	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町上灘	〇〇	〇〇
申請地	双海町高野川	畑	
転用目的	太陽光発電施設		

申請人は、申請人の祖父が太陽光発電事業計画を進めており、平成〇〇き継いで準備を進めてきました。太陽光発電事業を運営するにあたり、再度土地を検討した結果、申請地は面積、日照量も問題のない適地であり、また、今後の長期的な耕作も困難であるため、今回の転用申請に至ったものであります。

申請地は、国道〇〇号線沿いの双海町〇〇と〇〇の境界近くに位置しており、10ha未満の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上です。

議長

番号1につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

申請地の方はただいま事務局から説明があったとおりです。〇〇さんの自宅は私の近所の方です。農業もお米を作っていますが、申請地は自宅から離れていまして、雑木が生えている部分もあり管理がなかなかできていない場所になりますので、今回太陽光施設をして管理をしていけば、周辺への整理ができてくると思いますので、検討をよろしくをお願いします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

〇〇委員

木が生えていることですが、太陽光にすることで、回りの苦情とかないですか。

〇〇委員

地域の下承は得ています。場所は国道からは10m以上高いところにあるので、太陽光をしても影響がないと思われます。

〇〇委員

現在は白地で転用して太陽光の場合は、地目はどうなりますか？

事務局

地目は太陽光の場合は雑種地になります。

議長

耕作放棄地であれば転用できないので、農地として管理していますか？

事務局

谷の部分は急傾斜地になりますので、管理ができていませんが、他の部分は管理ができています。

〇〇委員

シキビを植えていますので、ある程度の管理はできています。

議長

耕作放棄地の状態ですと、農地として管理できるように戻してもらわないと違反になりますから転用はできないということになります。今回の場合はシキビを植えて一部でも管理していますので、転用はできるとのことです。

議長

番号1につきましてその他ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2の事務局説明をお願いします。

事務局

2番

申請人 中山町中山 ○○ ○○

土地所有者	中山町中山	〇〇	〇〇
申出地	中山町中山	畑	外1筆
転用目的	植林		

申請地は前所有者である申出人の父が果樹園として耕作していましたが、高齢になり耕作が難しくなったため、平成〇〇年に植林をしました。すでに植林がされた農地を申請人が平成〇〇年に相続しましたが、現在は、周囲の山林と一体化した状態で農地としての復旧は難しく、今後申請人が農地として管理していくことは困難であり、その是正手続きとして転用申請に至ったものであります。

申出地は、中山町の〇〇集落から北側にある農用地周辺部に位置し、急傾斜面の10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周囲の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

申請地は周囲山林で囲まれて、急傾斜地となっていて農作業は難しいとの事です。今後は山林として管理していきたいとのことです。周囲も山林なので影響はありませんので、ご審議をお願いします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

■議案第48号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第48号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	双海町高岸	〇〇	〇〇
譲受人	双海町高岸	〇〇	〇〇
申請地	双海町高岸	田	
転用目的	カーポート付き駐車場		
権利の種類等	所有権移転		

申請人は自宅駐車場がなく、農地法の認識不足もあり、譲渡人から自宅前の当該農地を借りて、以前から駐車場として利用していました。今回自宅駐車場としてカーポートを建てるべく、売買を譲渡人に要請したところ話はまとまりましたが、農地法の手続きが必要であると認識し、是正追認として転用申請に至ったものであります。

申請地は、双海町高岸の〇〇集落に位置し、10ha未滿の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

以上です。

議長

議案第48号につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

事務局の説明のとおりで、以前から駐車場として利用しているということで、今回農業委員会への申請が遅れたということです。ご承認をよろしくをお願いします。

議長

議案第48号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第48号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第48号につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、6ページをお開きください。

■議案第49号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
議長

伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局
今回3件の申請がありました。

1番

申出人	双海町高野川	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町高野川	〇〇	〇〇
申出地	双海町高野川	田	外4筆
転用目的	植林		

申出人は、申出地を30年前に関係法規に対する認識不足のため植林をしたということです。別の農地を売買する際に関係法令に違反していることを認識し、周辺の山林と一体化しているため農地として利用することは難しく、是正手続きとして農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

- 第1号要件 代替地が無い。
- 第2号要件 周辺農地への影響が無い。
- 第3号要件 担い手への影響も無い。
- 第4号要件 付帯施設への影響も無い。
- 第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準からの判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

2番についても関連がありますので、続いて説明をお願いします。

2番

申出人	双海町高野川	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町高野川	〇〇	〇〇
申出地	双海町高野川	田	
転用目的	農家住宅		

申出人は、申出地に平成〇年に農業後継者として生活の本拠を構えるにあたり、農家住宅を建築したが、関係法規に対する認識不足のため手続きをしていなかったとこのことです。別の農地を売買する際に関係法令に違反していることを認識し、是正手続きとして農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準からの判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号1、2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

事務局から説明があったとおりで、先月の転用申請の際に違反転用を本人さんが認識されたということです。本人さんは地域で区長などもされて中心的な役割をされている方で、法令的に違反をしていることに大変恐縮されていたのですが、今から手続きができるならば是正したいとのことですので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

番号1、2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1、2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1、2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局より説明をお願いします。

3番

申出人	市場	〇〇	〇〇
土地所有者	市場	〇〇	〇〇
申出地	市場	田	
転用目的	農家住宅		

申出人は、借家で生活しておりますが、妻と子供、母の3世代同居のため手狭になったこと、また申出人が土地所有者である亡き父の農業後継者として、生活の本拠となる農家住宅を建築することとなり転用許可申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準からの判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

事務局の説明のとおりです。借家ということで家も古く、家が必要となっております。次男ということで、一緒に住むということです。よろしく申し上げます。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、7ページをお開きください。

■報告第36号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第36号「農地法第4条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

申請人	中山町出渕	〇〇	〇〇
土地所有者	中山町出渕	〇〇	〇〇
届出地	中山町出渕	田	
転用目的	農道		

以上です。

議長

報告第36号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして8ページをお開きください。

■報告第37号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第37号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回5件の届出がありました。

1番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
	同じく	〇〇	〇〇
	同じく	〇〇	〇〇
譲受人	米湊	株式会社	〇〇 〇〇
届出地	米湊	田	外3筆
転用目的	分譲宅地		
権利の種類等	所有権移転		

2番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
	京都府京都市	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇産株式会社	
届出地	下吾川	田	外2筆
転用目的	露天駐車場及び露天資材置場		
権利の種類等	所有権移転		

3番

譲渡人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇株式会社	
届出地	下吾川	畑	
転用目的	露天駐車場		
権利の種類等	所有権移転		

4番

譲渡人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇株式会社	
届出地	下吾川	畑	外1筆
転用目的	事務所		
権利の種類等	所有権移転		

5番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
	同じく	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	有限会社〇〇	
届出地	米湊	田	外3筆
転用目的	分譲宅地		
権利の種類等	所有権移転		

以上です。

議長

報告第37号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして9ページをお開きください。

■報告第38号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第38号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1番

貸出人	米湊	〇〇	〇〇
借受人	下三谷	〇〇	〇〇
届出地	稻荷	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条	賃貸借権設定	

2番

貸出人	宮下	〇〇	〇〇
借受人	宮下	〇〇	〇〇
届出地	宮下	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条	賃貸借権設定	

3番

貸出人	宮下	〇〇	〇〇
借受人	宮下	〇〇	〇〇
届出地	宮下	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条	賃貸借権設定	

以上です。

議長

報告第38号についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- ・平成30年度伊予市農業委員会委員視察研修について
 - ・農業経営基盤強化促進事業の実施に係る利用権設定について
- 事務局より説明あり。

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 平成30年9月27日(木曜日) 午後1時30分 伊予市農業振興センター
を開催予定としております。

以上で、第14回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第14回8月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後15時00分 閉会)